

# 令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザル募集要項

## 1 趣旨・目的

兵庫県では、自らの事務事業で生じる温室効果ガスの環境負荷低減を図るために、環境率先行行動計画を策定し、取組を推進している。

本事業は、さらなる省エネ化推進のため、県警察施設の照明設備をLED照明へ更新するものであり、今回、必要となる要件を満たす提案を広く募集し、提案内容や実施体制等を総合的に判断して本事業に適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 事業名

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザル

### (2) 業務内容

令和8年度兵庫県警察施設照明 LED 化事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和 19 年 9 月 30 日まで

### (4) 貸借期間

物品設置完了後の令和 9 年 10 月 1 日から令和 19 年 9 月 30 日まで

## 3 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

### (1) 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

### (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

ウ 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

### (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

### (5) 令和3年4月以降に類似業務<sup>注</sup>を元請として履行した実績を有すること。

注 類似業務とは、国又は地方公共団体が発注した施設のLED化事業をいう。

### (6) 本プロポーザル及びその後の契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

#### 4 スケジュール

実施内容	実施期間
募集要項等の公表・配布	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月17日（火）まで
募集要項等に関する質問受付 (応募図書に関することも含む。)	令和8年2月3日（火）から 令和8年2月9日（月）まで
募集要項等に関する質問に対する回答	令和8年2月17日（火）
参加表明書等の提出期限	令和8年2月17日（火）
参加表明書の資格審査結果通知	令和8年2月24日（火）
応募図書の提出期限	令和8年3月16日（月）
応募図書の審査	令和8年3月中旬（予定）
審査結果の通知	令和8年3月下旬（予定）

施設別提案内訳書（様式第7号）及び見積総括表（様式第8号）は、申請のあった事業者に募集要項の公表・配布期間中に限り、個別に電子メールにより配布する。希望者は、事業者名及び担当者名を記載の上、12に記載の事務局まで電子メールにより申請すること。その際件名は、「令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業様式第7号及び様式第8号希望」と記載のこと。

一両日中に送信がない場合には、必ず事務局まで電話連絡すること。

#### 5 参加手続き

##### (1) 参加表明

ア 提出書類（各1部）

(ア) 参加表明書兼誓約書（様式第1号）

(イ) 法人等概要書（様式第2号）

注 パンフレット等がある場合は添付すること。

(ウ) グループ構成表（様式第3号）

(エ) 業務実績報告書（様式第4号）

(オ) 直近決算における貸借対照表、損益計算書（1箇年分）

(カ) 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し可）。ただし、兵庫県物品関係入札参加資格を有しない者は以下の書類を提出すること。

a 商業登記簿謄本（登記（履歴又は現在）事項証明書）（写し可）

注 発行後3か月以内のもの

b 兵庫県税納税証明書（3）又は兵庫県税納税義務がない旨の申立書（様式任意）

注1 発行後3か月以内のもの（写し可）

注2 対象税目：兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）

c 消費税納税証明書 その3（写し可）

注 発行後3か月以内のもの（写し可）

(キ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書

注 前記(ウ)を除き、代表者について提出すること。

イ 提出期間

令和8年2月3日（火）から同月17日（火）まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出先

12に記載の事務局まで

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）（必着）

(2) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項、仕様書及び企画提案書の提出に関する事項に限るものとし、次のとおりとする。

なお、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年2月9日（月）午後5時まで（必着）

イ 提出先

12に記載の事務局まで

ウ 提出書式

募集要項等に関する質問書（様式第5号）

エ 提出方法

12に記載の事務局までFAXにより行う。

オ 回答

事務局において参加を認めた者に対してFAXにより行う。

(3) 参加表明書の資格審査結果の通知

参加表明書を提出した者に対して、参加資格の有無を審査し、令和8年2月24日（火）までに電話で結果を通知する。

## 6 応募図書

(1) 応募図書の種類

ア 応募申込書（様式第6号）

イ 企画提案書等

ウ 見積書等

(2) 応募図書の形式及び内容

別添のとおり

(3) 提出方法

ア 提出期間

参加表明者への資格審査結果通知受領後から令和8年3月16日（月）まで（土・日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出先

12に記載の事務局まで

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）

なお、郵送の場合は、令和8年3月16日（月）午後5時必着とする。

エ 辞退

参加資格審査で参加を認められた者が、応募図書の提出を辞退する場合は、応募辞退届（様式第10号）を提出すること。

## 7 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

## 8 審査及び評価

### (1) 選定委員会の設置

受託候補者の選考に当たっては、兵庫県警察施設照明LED化事業に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において審査及び評価を行う。

なお、本プロポーザルにおける応募者が、1者のみであっても審査及び評価を行う。

### (2) 審査について

#### ア 選考方法

委員会において、応募図書の内容点（100点）で評価し、合計得点が最も高い者を受託候補者とし、受託候補者及び次点者を選定する。

#### イ 結果の通知

審査の結果は、応募者全員に対し郵送で通知し、受託候補者は兵庫県警察ホームページで公表する。

なお、評価結果の詳細は公開しない。

### (3) 評価項目等

審査における評価項目、評価基準の概要及び配点は、次のとおりとする。

なお、合計得点が60点（配点の60%）未満である場合は失格とする。

#### 【評価内容】

評価項目	評価基準	配点
業務実施体制	ア 発注者の計画とおりに業務実行が可能な体制を構築できているか。 イ 類似業務における実績があるか。 ウ 施設の業務や来庁者等への配慮がされた施工計画・具体的な工程を明確にしたスケジュールが構築できており、無理なく妥当なものであるか。 エ 現地調査や工事中における安全管理がなされているか。	30点
県内企業の活用	県内業者の活用に配慮しているか。	10点
照明資材	ア 規格・品質が信頼に足りる製品であるか。 イ 保証期間は十分であるか。 ウ 保証期間内の不点灯、不具合発生時に迅速な対応（交換・修補）ができる体制の構築ができているか。	25点
省エネ効果	ア 電気使用量の削減率が大きいか。 イ 更なる省エネ効果が期待できる独自提案があるか（調光制御、人感センサーなど）。	10点
見積額	ア 提案内容に対して適正に見積もられているか。 イ コスト縮減が図られているか。	25点
計		100点

#### (4) プレゼンテーション

令和8年3月中旬を予定しており、決まり次第通知する。

ア プレゼンテーション時の説明に際しては、原則提出した応募図書のみを使用すること。

イ プレゼンテーション時の追加資料は受理しない。

ウ プレゼンテーションの実施方法を含めた詳細は別途通知する。

エ プレゼンテーションは原則対面で行うものとする。

オ 参加者が多数の場合は、書類審査によりプレゼンテーションに参加する者を選定することがある。

カ 次のいずれかに該当した場合は失格とする。

(ア) 理由なく遅刻、欠席した場合

(イ) 選定の公平性を害する行為があったと県警察が認める場合

(ウ) その他、委員会又は県警察が不適格と認めた場合

キ 記録作成のため、プレゼンテーションの内容を録音する場合がある。

### 9 契約に関する事項

#### (1) 契約の締結

前記8の(2)のアにより受託候補者とされた者と協議の上、契約を締結する。ただし、予算が確保できない場合等により、契約しない場合がある。

なお、受託候補者が契約を締結する際は、契約金額（賃借料（月額）に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間120箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。

なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合がある。

また、契約の締結に当たっては、別途必要な書類の提出を求めるものとする。

#### (2) 業務の仕様及び実施条件

本業務の仕様については、仕様書に定めるほか、県警察と受託候補者が協議の上、定めるものとする。

なお、当該仕様については変更がある。

(3) 受託候補者は、当選後に前記3の各号のいずれかを満たさないこととなった場合には、速やかに契約担当者に知らさなければならない。

(4) 契約担当者は、前項の申し出を受けた場合、当該受託候補者の当選を取消し、次点者を新たな受託候補者とする。

(5) 契約担当者は、受託候補者が関係法令に違反し、そのため契約の目的を達することができない又は契約することが適当でないと認められるときは、当該受託候補者の当選を取消し、次点者を新たな受託候補者とすることができる。

#### (6) 業務内容及び留意事項

本業務の実施に当たっては、県警察と十分協議して進めるものとする。

### 10 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書、応募図書等を無効とし、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前記3に示す応募資格要件を欠くことになった場合
- (5) その他本要項に違反するなど委員会又は県警察が不適格と認めた場合

## 11 その他

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募者は1つの提案しか行うことはできない。  
また、提出した書類を変更することはできない。  
なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。
- (3) 参加表明書提出後は、応募者の構成員を変更することができない。ただし、契約担当者が認めたときはこの限りではない。
- (4) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は一切認めない。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の著作権は、提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用しないものとする。ただし、契約担当者はプロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製記録及び保存を行い使用できるものとする。

## 12 事務局

兵庫県警察本部総務部会計課施設係  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
電話 078-341-7441(代表) 2285(内線)  
FAX 078-341-5169

## 別添

### 応募図書の形式及び内容について

#### 1 応募申込書

様式第6号によること。

#### 2 企画提案書等

##### (1) 形式

ア 原則として、A4縦で作成し30ページ以内（表紙及び目次を除く。）とすること。ただし、必要により、A3判の用紙を挿入することも可とする。

なお、A3判の用紙を用いた場合は、A4判2ページ分として取り扱うものとする。

イ 表紙及び目次を除くほか、通し番号を付すこと。

##### (2) 言語等

提案書に使用する言語は日本語とし、単位等の表示は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

##### (3) 企画提案書の内容

仕様書（別添）を踏まえ作成すること。

提案書には、次の内容を必ず記載すること。

ア 提案の総括

イ 事業効果

（ア）LED化前と後の消費電力量

（イ）電力削減効果

（ウ）従量電気料金（単価25円で算定し、基本料金等は勘案しない。）

（エ）経費削減効果の比較

（オ）CO<sub>2</sub>削減効果は、様式第7号に記載の係数によること。

ウ 使用する機器の提案

機器の図や特性値等を用い、その特徴を具体的に記載すること。

エ 物品保守に関する提案

オ 工事中の対応（安全管理・工程管理）・品質管理・既存設備の廃棄計画

カ 県内事業者の活用策

##### (4) 提出物

ア 企画提案書 10部

イ 施設別提案内訳書（様式第7号） 10部

背面黄色の行を全て記載すること。

注 別途、電子データ（アはPDF形式、イはマイクロソフト社Excel形式）を募集要領12の事務局のメールアドレスへ電子メールで提出すること。

ウ 工事施工予定業者等調書（様式第9号） 10部

工事施工業者の選定に当たっては、地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、県内に本店を有する者を優先的に選定すること。

### 3 見積書等

#### (1) 形式

見積総括表（様式第8号）によること。

#### (2) 提出物

見積総括表 10部

注 別途、様式第8号の電子データ（マイクロソフト社Excel形式）を募集要項12の事務局のアドレスへ電子メールで提出すること。

### 4 応募図書の提出物一覧

項目		形式・条件等	提出部数
(1)	応募申込書	様式第6号	1部
(2)	企画提案書等		
	ア 企画提案書	前記2の(1)から(3)まで参照	10部
	イ 施設別提案内訳書	様式第7号	10部
	ウ 工事施工予定業者等調書	様式第9号	10部
(3)	見積総括表	様式第8号	10部

注 併せて前記(2)のアはPDF形式、(2)のイ及び(3)はマイクロソフト社Excel形式の電子データを提出すること。

様式第1号

年　月　日

参加表明書兼誓約書

兵庫県警察本部長 様

法 人 名  
所 在 地  
代表者職氏名  
<担 当>職・氏名  
所 属  
<連絡先>電 話  
F A X  
E-mail

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザルについて、関係書類を添え参加を表明します。

なお、申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

下記の事項の全てに該当しないことが判明したときは、提案参加資格の取消しをされても何ら異議の申立てをしないことを誓約いたします。

記

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザル募集要項の3  
参加資格に関する事項

【次の書類を添付すること】

ア 兵庫県物品関係入札参加資格を有する者

- 様式第2号・様式第3号・様式第4号
- 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 直近決算における貸借対照表、損益計算書（1箇年分）
- 誓約書

イ 兵庫県物品関係入札参加資格を有しない者

- 様式第2号・様式第3号・様式第4号
- 直近決算における貸借対照表、損益計算書（1箇年分）
- 商業登記簿謄本（登記（履歴又は現在）事項証明書）発行後3か月以内のもの
- 兵庫県税納税証明書（3）（発行後3か月以内のもの）又は納税義務がない旨の申立書
- 消費税納税証明書 その3（発行後3か月以内のもの）
- 誓約書

## 様式第2号

## 法人等概要書

法人名			
代表者職・氏名			
所在地			
本件の 担当 部署	住所等		
	担当者		
	TEL/FAX		
	E-mail		
資本金	百万円	売上高	百万円 (令和 年 月決算)
従業員数	従業員 名		
資格・登録等			
事業概要			
その他特記事項			

注 枠内に収まらない場合は、枠を拡張するか、任意の様式（A4サイズ）により別途、提出してください。

様式第3号

年　月　日

兵庫県警察本部長 様

グループ構成表

令和8年度兵庫県警察施設照明 LED 化事業募集要項に基づく選定の参加に關しまして、以下の構成員で申請します。

代表者	所在地			印
	商号又は名称			
	代表・役職氏名			
	部署名			
	担当・役職氏名			
	連絡先	TEL:	E-mail:	
業務役割				
構成員	所在地			印
	商号又は名称			
	代表・役職氏名			
	部署名			
	担当・役職氏名			
	連絡先	TEL:	E-mail:	
業務役割				
構成員	所在地			印
	商号又は名称			
	代表・役職氏名			
	部署名			
	担当・役職氏名			
	連絡先	TEL:	E-mail:	
業務役割				

注1 「構成員」欄が不足する場合は、適宜行を追加すること（複数枚となる場合は代表者の割印を押印すること。）。

注2 「業務役割」欄には、本事業でのグループにおけるそれぞれの役割を簡潔に記載すること。

様式第4号

業務実績報告書

契約期間 ○年○月～ ○年○月	発注者	業務名	設置 施設数	業務の概要

注1 類似業務の履行実績を記載すること。

注2 枠内に収まらない場合は、枠を拡張するか、任意の様式（A4サイズ）により別途、提出すること。

注3 本件募集要項3の(5)に規定する業務実績について、代表的な事案を最大5件まで記載すること。

様式第5号

年　月　日

兵庫県警察本部長 様

募集要項等に関する質問書

法 人 名  
代表者職氏名  
<担 当>職・氏名  
所 属  
<連絡先>電 話  
E-mail

令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業公募型プロポーザル募集要項等について、質問事項がありますので提出します。

質問項目 (募集要項・仕様書等の別、項目 等)	内 容

様式第 6 号

応募申込書

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

所在地  
名 称  
代表者

令和 8 年度兵庫県警察施設照明 LED 化事業公募型プロポーザル募集要項の内容を了解し、下記の応募図書を添えて応募します。

記

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 1 企画提案書等            | 10 部 |
| 2 施設別提案内訳書（様式第 7 号） | 10 部 |
| 3 見積総括表（様式第 8 号）    | 10 部 |

## 様式第9号

## 工事施工予定業者等調書

1	商号又は名称	
	本店所在地	
	(本店が県外の場合) 県内営業所名及びその所在地	
	令和6・7年度建設工事入札 参加資格名簿における電気工 事の格付け	
	同名簿における電気工事の総 合点数	
	実施予定施設数	307 施設中      施設程度
	その他特記事項	
2	商号又は名称	
	本店所在地	
	(本店が県外の場合) 県内営業所名及びその所在地	
	令和6・7年度建設工事入札 参加資格名簿における電気工 事の格付け	
	同名簿における電気工事の総 合点数	
	実施予定施設数	307 施設中      施設程度
	その他特記事項	
3	商号又は名称	
	本店所在地	
	(本店が県外の場合) 県内営業所名及びその所在地	
	令和6・7年度建設工事入札 参加資格名簿における電気工 事の格付け	
	同名簿における電気工事の総 合点数	
	実施予定施設数	307 施設中      施設程度
	その他特記事項	

注 欄が不足する場合は、適宜用紙を追加すること（代表者の割印を押印すること。）。

様式第 10 号

応募辞退届

令和 年 月 日

兵庫県警察本部長 様

令和 8 年度兵庫県警察施設照明 LED 化事業公募型プロポーザルについて、都合により応募を辞退します。

所在地  
名 称  
代表者

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、前記 1 又は 2 に該当する者をその受託者としないこと。
- 4 前記 1、2 及び 3 に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和　年　月　日

兵庫県警察本部長 様

所 在 地

会 社 名

代表者職氏名

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

# 令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業仕様書

## 1 業務の目的

兵庫県警察所管施設の既存照明器具を賃貸借LED照明器具に交換し、消費電力の削減に伴う温室効果ガスの排出量削減を図ることを目的とする。

## 2 適用範囲

本仕様書は、令和8年度兵庫県警察施設照明LED化事業に適用する。

## 3 適用規格及び参考規格

本仕様書において規定されていないものは、次の規格等を適用する。

### (1) JIS規格

JISC62504	一般照明用LED製品及び関連装置の用語及び定義
JISC7801	一般照明用光源の測光方法
JISC7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
JISC8105-1	照明器具—第1部：安全性要求事項通則
JISC8105-2-1	照明器具—第2 - 1部：定着灯器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-2	照明器具—第2 - 2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-2-22	照明器具—第2 - 22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項
JISC8105-3	照明器具—第3部：性能要求事項通則
JISC8105-5	照明器具—第5部：配光測定方法
JISC8147-2-7	ランプ制御装置—第2 - 7部：非常時照明用制御装置の個別要求事項
JISC8147-2-13	ランプ制御装置—第2 - 13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項
JISC8152-1	照明用白色発光ダイオード(LED) の測光方法—第1部：LEDパッケージ
JISC8152-2	照明用白色発光ダイオード(LED) の測光方法—第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン
JISC8152-3	照明用白色発光ダイオード(LED) の測光方法—第3部：光束維持率の測定方法
JISC8153	LEDモジュール用制御装置—性能要求事項
JISC8154	一般照明用LEDモジュール—安全仕様
JISC8155	一般照明用LEDモジュール—性能要求事項

注 選定する照明器具等は、原則、JIS規格で示している最低照度基準を満たすものとする。ただし、既設照明器具が照度基準を満たしていない場合は、兵庫県警察本部（以下「発注者」という。）と協議し、決めることとする。

### (2) 電気用品安全法（PSE）

日本国内電気用品安全法上の技術基準の内容に準拠するものとする。

(3) JEL規格

JEL600 光源製品の正しい使い方と表示事項

(4) JILMA規格

JLMA500 LED関連試験規格のJNLA認定記述基準

(5) ガイドライン

ガイド005 照明製品製品アセスメントマニュアル

ガイド010 直管LEDランプ性能表示等のガイドライン

ガイドB011 高品質照明用LED光源の性能要求指針

ガイドA102 照明器具の銘板等の表示

ガイドA134 LED照明器具性能に関する表示についてのガイドライン

#### 4 概要

(1) 履行場所

丹波篠山市郡家403番18 警察本部篠山留置施設ほか306施設（別表）

(2) 貸借物品

ア LED照明器具本体及び付属品

イ その他、取付けに必要な資材

(3) 数量及び設置場所

施設別提案内訳書（様式第7号）のとおり

(4) 契約期間 契約締結日から令和19年9月30日まで

(5) 設置期限 令和9年9月30日

詳細は県警察担当職員と調整の上、決定すること。

(6) 貸借期間

令和9年（2027年）10月1日から令和19年（2037年）9月30日まで(120ヶ月、10

年間)

(7) 事前調査

受託候補者に選定された者は、工事に先立ち記載内容と現地との整合確認のため、必ず現地調査を実施すること。様式第7号に記載のデータは、主に担当職員による記載であり、施設の現況と必ずしも一致する内容ではないことから、現地調査結果に基づき現状の照明器具の仕様を含め様式第7号を更新し、更新箇所が簡易に分かるように書式等を変更の上、提出すること。

なお、屋外掲示板、外灯等を始め、現地にある照明器具を本業務の対象とするため、詳細な現地調査を実施すること。ただし、様式第7号に含まれない照明については、数量、費用等で検討し、本契約には含めない場合がある。

(8) 貸借期間満了時の取扱い

貸借期間が満了し、発注者が貸借料を完済したとき、本貸借物品の所有権は、受注者から発注者に帰属変更するものとする。

(9) 図面の閲覧

様式第8号の番号1、4から16まで、18、21、22、24、27まで、30、33から36まで、38から42まで、44から51まで、55から57まで、59から67まで、69から78まで、

80、81、84から88まで、90から97まで、102から112まで、114、115、117から119まで、121から128まで、130から167まで、169から179まで、181、184から191まで、193、195から203まで、205から239まで、241、242、244から249まで、251から289まで、291、293から296まで及び298から307までの施設は、警察本部本館で竣工時の完成図の閲覧は可能とし、前記に番号の記載がない施設及び前記図面で不足する図面は、施設管理者が完成図を保有する場合、閲覧できるように対応するが、保有していない場合もある。その場合は、現地調査を行うものとする。

## 5 照明器具（物品）仕様

### (1) 共通

ア 照明器具は、様式第7号に示す既設器具と同等以上<sup>の性能及び機能を持つ</sup>LED照明器具を調達すること。

なお、LED照明器具への交換方式は、原則器具交換とすること。ただし、意匠に配慮した特殊な照明器具など同型の照明器具が市販されていない器具及び様式第7号に留置仕様と記載がある器具で交換が困難な照明器具については、詳細な現地調査を行い、既設器具内部を撤去した上で市販器具を器具内に設置する方法での交換を検討し、当該交換方法ができない場合はランプ交換を可とする。

イ 使用する全てのLED照明器具は、JIL規格JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」全てに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること（公共施設用照明器具に器種設定のない種類のLED照明についても、同様とすること。）。

なお、当該器具は、原則としてグリーン購入法適合品とし、その証明書類を様式第7号の建物名の施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）に提出すること。

ウ 光源（LED）寿命は、40,000時間以上の製品とすること。

エ 非常用照明兼用器具を取り替える際は、既設照明器具と同等の照明器具を選定すること。

なお、非常用照明を別設置とする場合は、現状と同等の非常用照明を天井構造に応じて設置すること。

オ 交換する賃貸借物品は、既設の建物に配慮して天井等建物の補修を必要としない器具を選定し、契約後、設置工事前までに納入仕様書（機器図面等）を提出の上、施設管理者の承諾を得ること。

カ 既設照明器具が調光等を行っている場合は、同機能及び性能を有する器具を選定すること。

なお、器具交換に伴い、既設の調光装置の更新等附帯工事が発生する場合は、施設管理者に対応を協議すること。

キ 原則として、各室等の照度及び色温度は、既設照明器具と同等程度の器具を選定すること。

ク 既設照明器具が特殊な高演色性ランプ等を使用している場合は、施設管理者と協議の上、仕様を決定すること。

ケ 屋外、湿気、腐食性ガス等がある場所に設置する照明器具は、防水性、耐水性、

耐候性、耐食性等を十分有するものを選定するものとし、施工においても設置環境に配慮したものとすること。

- コ LED光源によってまぶしさや不快感（グレア等）を与えないものを選定すること。
- サ 交換する照明器具には全て賃貸借物品であることをシール等で表示すること。
- シ 既設天井材にアスベスト含有の可能性があるため、可能な限り天井材の改修工事を伴わない照明器具を選定すること。
- ス 直付け照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取付跡が見えないよう器具選定等により可能な限り配慮すること。
- セ 様式第7号に留置仕様と記載がある箇所については、施設管理者と協議の上、仕様を決定し、施工すること。
- ソ 対象施設の中で、住居（様式第7号の住居欄に○印を記載するものを含む。）として使用されている施設の引っ掛けシーリング（ローゼット）及びE口金のランプの照明器具に関しては、施工対象外とする。  
また、既設が直付けのシーリング器具の場合は、引っ掛けシーリングに改修し器具を設置すること。

(2) LED一体型ベースライト

- ア ライトユニットが取り外し可能なものとすること。
- イ 非常用照明兼用型器具を取り替える際は、原則、同等性能のLED非常用照明兼用型器具を設置すること。ただし、協議により同等性能のLED一体型ベースライト及び非常用照明器具を別々に設置する方法も可能とする。

(3) 高天井用照明器具

- ア 光源(LED)寿命は、60,000時間以上（光束維持率85%以上）の製品とする。
  - イ 照明器具は、電源内蔵型とすること。
  - ウ 照明器具には、ワイヤー等で落下防止措置を講じること。
  - エ 専用の取付金具等が必要な照明器具については、専用金具を使用すること。
  - オ 電動昇降装置（リフター）付きの場合は、原則、電動昇降装置は撤去、電動昇降装置用の配管・配線及び操作盤は既設のまます。
- なお、安全対策は実施すること。

(4) ダウンライト

- ア 配光特性は、既設照明器具と同等とすること。
- イ 傾斜天井仕上部に設置する場合は、専用器具を選定すること。  
なお、これにより難い場合は、施設管理者と協議の上、仕様を決定すること。

(5) 防災照明器具

- ア 建築基準法及び消防法の仕様を満足する製品とすること。
- イ 誘導灯の光源(LED)の寿命は60,000時間以上とすること。
- ウ 電源（電源別置型、電源内蔵型）は既設に合わせること。
- エ 届出、申請が必要な行政機関（所轄の消防署等）については、改修に伴う届出、申請を行うこと。その際、改善等を指摘された場合は、別途施設管理者と協議すること。
- オ 点検用のリモコンは法定点検に必要な台数を納入すること。

(6) 投光器、屋外ポール照明器具

- ア LED電源装置については、器具内蔵型、器具分離型の種類は問わないものとする。ただし、使用しない既存安定器等は、原則撤去処分とすること。
  - イ 専用の取付金具等が必要な照明器具については、専用金具を使用すること。
  - ウ 新設照明器具が、既設ポール等にそのままでは設置できない場合は、ポール取付用金具、アダプタ等を使用して取り付けること。
- (7) その他LED照明機器、ランプ  
様式第7号記載の既存照明と同等以上の性能及び機能を有する製品とすること。
- (8) 設置予定物品の規格確認  
受託候補者は、既設照明器具の調査を実施し、契約までに施設管理者に更新後の様式第7号を提出し、その承諾を得なければならない。

## 6 工事仕様

- (1) 着工前
- ア 受注者は、設置作業の着工前に既設器具の取付方法・状態等を現地調査の上、施工計画（実施工程表、作業体制表、安全管理計画、現場代理人届等）を提出し、承諾を得なければならない（様式については任意とする。）。
  - イ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。  
なお、調査等において仕様書との相違（数量、仕様等）があった場合は、修正した様式第7号を速やかに施設管理者に提出し、協議するものとする。
  - ウ 停電を要する作業が発生する場合は、影響範囲、停電日時、仮設対応等を示した計画書を施設管理者に提出し、承諾を得なければならない。
  - エ 設置作業に使用する照明器具、付属品、雑材料は全て新品とする（ただし、仮設材は、再使用品でも可とする。）。
  - オ 工事期間中は、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加入し証書の写しを施設管理者に提出するものとする。
  - カ 施設側の予定を確認し、各室の作業日、作業時間等について、詳細に施設管理者と調整すること。
  - キ 既設照明器具の色温度を確認し、既設同等とするのか、変更するのか等、施設管理者と協議の上決定すること。
  - ク 既設天井ボードに開口を開ける必要がある場合は、受注者の負担によりアスベスト含有調査を行い、有無等について施設管理者に結果を報告するものとする。受注者はアスベスト含有調査結果に基づいて、関連法令に準拠し適切に施工すること。  
ただし、アスベストを含有していないことが既に明らかな場合には、この限りではない。  
また、アスベスト分析に係る費用の参考として、別表に費用を記載し、応募図書に加えて提出すること。
  - ケ 誘導灯及び非常用照明器具の更新に際しては、現行法令に適合させるとともに、必要に応じて所管官公庁と協議の上器具を選定すること。
- (2) 仮設工事
- ア 設置作業において、仮設足場を設置する必要がある場所については、設置した足場により施設運営上の支障がないよう設置し、後片付け、清掃等を行うこと。

イ 工事作業員の車や資材搬入、廃棄物の搬出等の運搬車の経路及び駐車位置について、場所、時間等を仮設計画書にて施設管理者に提出し、承諾を得なければならぬ。

ウ 受注者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、労働安全衛生規則に基づき墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。

エ 受注者は、既設床、机、椅子、書棚等に傷等をつけないように、シート合板・ゴムマット・ブルーシートなどで養生を行うこと。

また、机の上の養生を行うと共に現場建物等に損傷を与えることのないように十分に注意すること。

なお、万一損傷させた場合は、受注者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。

オ 工事に係る器具等の保管場所については、施設管理者と協議すること。

カ 作業に係る貴重品等の移設、養生については、事前に施設管理者と協議すること。

キ 作業中は粉じんの飛散に十分留意し、適切に養生を行い、作業終了後には清掃を行うこと。

### (3) 設置工事

ア 受注者は、既設機器を取り外した後、賃貸借物品を設置し、即日点灯させるものとする。

イ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。

ウ 必要に応じて、工事エリアに限らず、通路及び資材置場の各部養生を行うこと。

エ 工事中は施設利用者や施設職員に対して、作業方法、作業日程について十分な安全対策を施設運営上の支障がないようにすること。

オ 設置作業に当たっての安全管理については、施設管理者と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

カ 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認し、試験成績書及び写真にまとめ、施設管理者に報告すること。

なお、絶縁抵抗計の定格測定電圧は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修（以下「改修仕様書」という。）表2.19.2の制御機器等が接続されている場合を適用する。

キ 5の(1)のアのただし書き該当によるランプ交換については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管LEDランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工し、設置における安全性の確認を行うこと。

ク 照明器具（ランプのみ交換含む。）交換後、照明器具への表示及び記録を行うこと。

#### (ア) 照明器具への表示

原則、次のとおり表示することとするが、状況によっては発注者と協議の上、表示項目を決めることとする。

a 事業名

b 受注者名（施工者名）

c 器具の改造等の有無について

(イ) 交換の記録

- a 工事状況写真
- b 照明プロット図、その他必要なもの

ケ 照明器具の支持については既設支持材の再利用を原則とするが、既設吊ボルト、取付ボルトなどの既設流用材料が劣化によって再使用に十分耐えうるものではない場合又は、賃貸人の負担により支持材の更新を行うものとする。既設支持材がない場合又は提案で新たに吊ボルト等による支持が必要な器具を選定する場合には、吊ボルト等を新設することを前提とするが、施工が難しい場合は施設管理者と協議することとし、安全に配慮した施工方法で取付けを行うこと。

なお、警察施設の既設照明器具は、公共建築工事標準仕様書（電気設備編）／国土交通省大臣官房 官庁營繕部監修（以下「標準仕様書」という。）に基づき吊ボルト等が施工されているものとする。

コ 既設照明器具へ接続されている電線・ケーブル等に絶縁不良などの不具合が発生している場合で、軽微な不具合の場合は、当該部分を更新するなど受注者側で対応することとする。軽微な不具合でない場合は、施設管理者に協議の上、対応を検討することとする。

サ 既設埋込型照明器具と交換予定の新設埋込型照明器具の開口が異なる場合は、リニューアルプレート等で対応すること。

シ 設置作業において発生する軽微な工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施するものとする。

ス 設置作業完了後、完成図書（完成図、機器完成図、写真、設置機器一覧、設置機器図面等）を発注者が指定する日までに提出するものとする。

なお、完成図書は、全施設掲載の図書と施設ごとの図書を各1部及びデータで提出するものとする。

セ 本仕様書に記載のない事項については、改修仕様書によるものとする。

ソ 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は、施設管理者と協議するものとする。

タ 設置工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。

チ 受注者は、既設の照明器具等を撤去し、撤去した照明器具等は関係法令に基づき適切な処分（水銀リサイクル等を含む。）を行うこと。

なお、撤去された照明器具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、その他関係法令に従い適切に処理することとし、検査においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等を確認することとする。

また、全数についてPCB含有の有無を確認することとし、PCB含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに施設管理者に連絡すること。

なお、PCB含有廃棄物が出てきた場合は、型式等の一覧表の作成、計量及び写真撮影を行った後、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）指定容器（200L鋼製オープンヘッドドラム缶又は20L鋼製ペール缶）に収納の上、施設内の施設管理者

- が別途指定する場所へ保管することとする。
- ツ 既設照明器具に接地工事が施されていない場合は、原則として付近の分電盤、照明器具、コンセント等から、更新後の照明器具及び設置環境に合わせた接地工事を行うこととする。ただし、改修仕様書に基づき、接地工事を省略できる場合は、接地工事は不要である。
- なお、警察施設の既設照明器具は、原則、標準仕様書に基づく接地工事が施工されているものとする。
- テ 更新作業の前後において、作業前後で照度測定を行い、照度測定結果及び写真にまとめ、施設管理者に報告すること。
- ト 整備に当たり、各種法令を遵守すること。

## 7 物品の保守等

- (1) 賃貸借期間中、賃貸借物品が正常に点灯するよう維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費含む。）に要する費用は受注者の負担とする。ただし、防災照明（誘導灯及び非常用照明）に内蔵の蓄電池については、通常使用による劣化に伴う取替えは発注者の負担とする。
- (2) 賃貸借期間中に消灯その他の不具合（以下「消灯等」という。）が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うものとし、消灯等の原因が、落雷等の機器の不具合に因らない場合は、発注者は、受注者が付保する動産総合保険の範囲内で、支払いを免れることができるものとする。
- なお、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。
- (3) 設置作業終了後、消灯等が発生した時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出するものとする。

## 8 物品の移動等

- (1) 施設管理者が照明器具の設置個所を変更するときは、施設管理者の責において物品の取り外し、設置・調整を行うものとする。
- (2) 前記(1)に当たり、受注者は機器の取り外し、設置・調整に必要な情報を発注者に提供するものとする。
- (3) 変更後の機器は、引き続き受注者が管理するものとする。

## 9 維持管理

- (1) 受注者は、灯具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明灯が正常な状態で使用できるよう維持管理をすること。
- (2) 賃貸借期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、速やかに交換又は補修を行い正常な状態を保つこととする。
- (3) 受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。
- (4) 受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、緊

急連絡先を記載した保守管理体制表を発注者に書面で届け出ること。

なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに発注者へ届け出ること。

## 10 賃貸借契約について

### (1) 事業形態

LED照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的賃貸借契約

### (2) 賃貸借期間

賃貸借期間は令和9年10月1日から令和19年9月30日までとする。

### (3) 賃貸借料支払い条件

月ごとの支払いとし、また、請求書受理後30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

### (4) 賃貸借契約に含まれる事項

次の内容は賃貸借料に含めるものとする。

ア LED照明灯設置に必要な付属品一式

イ LED照明灯取替工事に係る工事費

ウ 既存照明灯等の処分費用

エ 賃貸借金利及び保険費用（動産総合保険、損害賠償保険等）

オ 維持管理費用（部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

## 11 提出書類

受注者は次の書類を発注者に提出すること。

番号	提出書類	提出時期
(1)	様式第7号（更新分）（設置前・設置後の消費電力を記載のこと。）	契約前
(2)	契約金額の内訳明細書・対象施設別の内訳明細書	契約前
(3)	施工計画書	施工前
(4)	実施工程表	施工前
(5)	緊急連絡先名簿	施工前
(6)	納入仕様書	施工前
(7)	完成図面	施工後
(8)	各種試験成績書	施工後
(9)	機器完成図	施工後
(10)	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し	発行され次第
(11)	設置機器リスト（設置前・設置後の消費電力を記載のこと。）	施工後
(12)	保守管理体制表	施工後
(13)	打合せ記録簿その他発注者が必要と認める書類	隨時

## 12 発注者と受注者の責任分担

### (1) 予想されるリスクと責任分担

発注者と受注者の責任分担は、原則として次表の「予想されるリスクと責任分担」によることとする。

なお、受注者が責任を負うべき事項で、発注者が責任を負うべき合理的な理由があるものや現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議を行うものとする。

(2) 事業継続が困難になった場合における措置

事業継続が困難になった場合における措置については、賃貸借契約において定める。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
共通	本仕様書の誤り	本仕様書の記載事項に重大な誤りのあるもの	○
	安全性の確保	設置作業・物品の保守における安全性の確保	○
	環境の保全	設置作業・物品の保守における環境の保全	○
	保険	設置作業における履行保証保険及び賃貸借物品の保守期間のリスク保証する保険	○
	制度の変更	法令・税制の変更に関するもの	○ ○
	事業の中止・延期	発注者の指示によるもの	○
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	○ ○
		設置作業に必要な許可等の取得遅延によるもの	○
		発注者の不注意等による設置作業許可等の遅延によるもの	○
		受注者の事業放棄・破綻によるもの	○
設置段階	第三者賠償	設置作業における第三者への損害賠償	○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○ ○
	用地の確保	資材置場の確保	○ ○
	立入許可	必要な施設への立入許可	○
	設計変更	発注者の提示条件、指示の不備によるもの	○
		受注者の指示・判断の不備によるもの	○
	作業遅延・未完工	発注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期	○
		受注者の責による設置の遅延・未完工による引渡しの延期	○
	作業費増大	発注者の指示・承諾による作業費の増大	○
		受注者の判断の不備によるもの	○
	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）	○
	一時的損害	引渡し前に設置物に関して生じた障害	○

		引渡し前の設置作業に起因し施設に生じた障害		<input type="radio"/>
支 払 関 係	金利の変動	金利の変動		<input type="radio"/>
	支払遅延・不能	発注者の責による支払いの遅延・不能によるもの	<input type="radio"/>	
維 持 管 理 関 係	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償		<input type="radio"/>
	計画変更	用途の変更等、発注者の責による事業内容	<input type="radio"/>	
		受注者が必要と考える計画変更		<input type="radio"/>
	改修作業	発注者の都合による改修作業等に起因する賃貸借物品及び保守対象	<input type="radio"/>	
	立入許可	必要な施設への立入許可	<input type="radio"/>	
	維持管理費の上昇	受注者の責による維持管理費用の増大		<input type="radio"/>
	機器等の損傷	発注者の過失又は発注者の所有施設に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷	<input type="radio"/>	
	機器等の損傷所 有施設損傷	受注者の故意・過失に起因する賃貸借物品及び保守対象の損傷		<input type="radio"/>
		受注者の故意・過失又は賃貸借物品及び保守対象に起因する発注者の所有施設・設備の損傷		<input type="radio"/>
	所有施設損傷 不可抗力	不可抗力以外のその他の原因による発注者の施設・設備の損傷	<input type="radio"/>	
	所有施設損傷 不可抗力	火災・天災・戦争等の不可抗力による発注者の施設の損傷	<input type="radio"/>	
	不可抗力 性能	火災・天災・戦争等の不可抗力による賃貸借物品の損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
保 証 関 連	性能	仕様不適合（施工不良を含む。）		<input type="radio"/>
		仕様不適合による所有施設・設備への損害、発注者の施設運営・業務への障害		<input type="radio"/>

### 13 その他、特記

(1) 賃貸借期間の開始は、全ての器具が設置完了し、完了検査合格後の令和9年10月1日とするが、受注者は、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めるものとする。

なお、仮使用期間中に消灯等が発生した場合は、その原因が機器の不具合によるときにのみ、受注者の負担で物品の取替え、代替え、修理等（交換作業費含む。）を行うものとする。

- (2) 設置する照明器具は、器具の製造上の欠陥があった場合の対応リスクを減らす観点等から、複数の製造企業の製品を組み合わせることも可とする。
- (3) LED照明器具の設置に伴う配線、器具の設置・保守、所管官公庁への届出、打合せ時の記録作成等、LED照明器具設置に関する全ての経費が契約金額（賃貸料）に含まれることとする。
- (4) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ、県内に本店を有する者を優先的に工事発注（下請）先等に選定すること。
- (5) この仕様書の定めにない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定するものとする。

仕様書6の(1)のクの別表

アスベスト分析に係る費用

費用	条件	当たり	単価（円）
採取費	脚立作業	1 か所	
	ローリングタワー（4段）使用	1 基	
	高所作業車使用	1 台	
分析費		1 検体	

別表

## 「兵庫県警察施設 LED 照明」設置場所

	施設名	住所
1	警察本部篠山留置施設	丹波篠山市郡家403-18
2	神戸北部少年サポートセンター	神戸市北区松が枝町2丁目1番地4
3	機動パトロール隊明石分駐所	神戸市西区森友1丁目110番1
4	尼崎交通反則通告センター	尼崎市水堂浜浦町3丁目21番1号
5	駐車違反総合処理センター	神戸市中央区下山手通2丁目13番20号
6	交通安全教育センター	明石市荷山町1649-2
7	東灘警察署	神戸市東灘区御影中町2丁目3番2号
8	田中交番	神戸市東灘区甲南町2丁目8-8
9	岡本交番	神戸市東灘区岡本2丁目6-1
10	J R住吉駅前交番	神戸市東灘区住吉宮町4丁目34-1
11	鴨子ヶ原交番	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目14-1
12	吳田交番	神戸市東灘区住吉南町2丁目10-15
13	沢ノ井交番	神戸市東灘区御影本町4丁目12-29
14	魚崎交番	神戸市東灘区魚崎北町3丁目3-5
15	阪急御影駅前交番	神戸市東灘区御影町御影1525-1
16	六甲アイランド交番	神戸市東灘区向洋町中4丁目2-2
17	東灘署長公舎	神戸市東灘区御影中町2丁目3番13号
18	灘警察署	神戸市灘区水道筋1丁目24番地の8
19	高羽徳井交番	神戸市灘区中郷町3丁目1-11
20	篠原北町交番	神戸市灘区篠原北町4丁目5-2
21	鶴甲交番	神戸市灘区鶴甲4丁目7-10
22	赤坂交番	神戸市灘区赤坂通6丁目4-10
23	大石交番	神戸市灘区大石北町1-22
24	西灘交番	神戸市灘区都通4丁目1-8
25	六甲山上交番	神戸市灘区六甲山町南六甲1034-40
26	六甲交番	神戸市灘区六甲町5丁目1-16
27	桜口交番	神戸市灘区桜口町4丁目1-1-104
28	特別警戒所	神戸市灘区篠原本町4丁目1-10
29	灘署長公舎	神戸市灘区城の下通1丁目4-19
30	葺合警察署	神戸市中央区吾妻通5丁目1番2号
31	熊内交番	神戸市中央区熊内町4丁目9-2
32	割塚交番	神戸市中央区筒井町3丁目14-4
33	宮本交番	神戸市中央区宮本通4丁目1-15
34	二宮交番	神戸市中央区二宮町3丁目12-2
35	小野柄交番	神戸市中央区小野柄通1丁目2-13
36	H A T 神戸交番	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2-5番館1階
37	葺合署長公舎	神戸市中央区神仙寺通3丁目1-24
38	一宮交番	神戸市中央区北野町1丁目1-1
39	元町通交番	神戸市中央区元町通3丁目11-10
40	下山手交番	神戸市中央区下山手通7丁目14-1
41	諒訪山交番	神戸市中央区諒訪山町2-6
42	ハーバーランド交番	神戸市中央区東川崎町1丁目3-6
43	京町交番	神戸市中央区京町82
44	兵庫駅前交番	神戸市兵庫区羽坂通4丁目1-1
45	荒田交番	神戸市兵庫区荒田町2丁目19-2
46	福原交番	神戸市兵庫区福原町8-15
47	皿池交番	神戸市兵庫区下沢通7丁目2-17
48	七宮交番	神戸市兵庫区七宮町2丁目3-13
49	菊水西交番	神戸市兵庫区鴨越町20-16

	施設名	住所
50	御崎公園交番	神戸市兵庫区御崎町1丁目1-2
51	明親交番	神戸市兵庫区須佐野通3丁目3
52	新開地交番	神戸市兵庫区新開地5丁目2-29
53	中之島交番	神戸市兵庫区中之島1丁目1-1
54	丸山交番	神戸市長田区丸山町2丁目1-4
55	寺池交番	神戸市長田区寺池町2丁目10-12
56	水笠交番	神戸市長田区水笠通2丁目1-1
57	新長田駅前交番	神戸市長田区若松町5丁目5-2
58	野田交番	神戸市長田区野田町7丁目5-7
59	久保交番	神戸市長田区久保町6丁目1-31
60	長田交番	神戸市長田区宮川町2丁目28-2
61	湊川大橋交番	神戸市長田区茹藻通1丁目3-13
62	御蔵交番	神戸市長田区御蔵通4丁目204-14
63	上池田交番	神戸市長田区池田谷町2丁目5-1
64	長田東交番	神戸市長田区四番町2丁目5-21
65	大谷交番	神戸市長田区大谷町2丁目1-1
66	白川台交番	神戸市須磨区白川台3丁目63-4
67	名谷中央交番	神戸市須磨区中落合2丁目3-20
68	東須磨交番	神戸市須磨区南町1丁目1/17
69	須磨駅前交番	神戸市須磨区須磨浦通4丁目2-2
70	板宿交番	神戸市須磨区平田町4丁目1-22
71	若宮交番	神戸市須磨区若宮町1丁目3-1
72	妙法寺交番	神戸市須磨区妙法寺乗越229-1
73	千歳交番	神戸市須磨区千歳町2丁目3-4
74	横尾交番	神戸市須磨区横尾1丁目11-2
75	神戸水上警察署	神戸氏中央区港島3丁目1番
76	新港交番	神戸氏中央区新港町12-3
77	ポートアイランド交番	神戸氏中央区港島中町4丁目1-2
78	北鈴蘭台交番	神戸市北区甲榮台4丁目14-113
79	谷上駅前交番	神戸市北区谷上西町1-1
80	広陵交番	神戸市北区小倉台2丁目15-2
81	日の峰交番	神戸市北区日の峰5丁目1
82	ひよどり台交番	神戸市北区ひよどり台2丁目1-2
83	五葉交番	神戸市北区南五葉1丁目1
84	有馬警察署	神戸市北区藤原台北町6丁目18番1号
85	唐櫃交番	神戸市北区唐櫃台2丁目23-7
86	大池交番	神戸市北区山田町上谷上30-2
87	有馬交番	神戸市北区有馬町241-1
88	長尾交番	神戸市北区市鹿の子台北町7丁目19-15
89	道場交番	神戸市北区道場町塩田1966-7
90	上小名田駐在所	神戸市北区八多町上小名田59-1
91	淡河駐在所	神戸市北区淡河町萩原689-1
92	大沢駐在所	神戸市北区大沢町中大沢882-6
93	野瀬駐在所	神戸市北区淡河町野瀬695-5
94	有馬署長公舎	神戸市北区藤原台北町6丁目18番2号
95	芦屋警察署	芦屋市公光町6番7号
96	宮川交番	芦屋市楠町2-13
97	岩園交番	芦屋市岩園町25-1
98	打出交番	芦屋市打出町2-15
99	芦屋駅前交番	芦屋市船戸町1-29
100	高浜交番	芦屋市高浜町7-2
101	南芦屋浜詰所	芦屋市陽光町6
102	芦屋署長公舎	芦屋市山手町3番29号

	施設名	住所
103	西宮警察署	西宮市津田町3番3号
104	札場筋交番	西宮市本町5-22
105	市庭交番	西宮市市庭町6-15
106	寿交番	西宮市若松町1-1
107	越木岩交番	西宮市南越木岩町7-20
108	甲陽園交番	西宮市甲陽園西山町1-67
109	社前交番	西宮市今津社前町4-14
110	芦原交番	西宮市西福町5-13
111	青木交番	西宮市河原町1-51
112	二見交番	西宮市二見町13-19
113	門戸交番	西宮市下大市東町1-27
114	上ヶ原交番	西宮市上甲東園3丁目11-19
115	上之町交番	西宮市上之町21-19
116	山口交番	西宮市山口町下山口4丁目1-17
117	名塩交番	西宮市東山台1丁目2-1
118	甲東園交番	西宮市甲東園3丁目3-15
119	夙川駅前交番	西宮市羽衣町9-8
120	西宮中央交番	西宮市高松町14-4
121	西宮駅前交番	西宮市池田町11-3
122	西宮浜交番	西宮市西宮浜4丁目13-5
123	今津駅前交番	西宮市津門宝津町10-10
124	西宮署長公舎	西宮市越水町4番32号
125	甲子園警察署	西宮市甲子園七番町11番14号
126	浦風交番	西宮市甲子園六石町4-19
127	上甲子園交番	西宮市甲子園口3丁目29-16
128	中津交番	西宮市甲子園町27-11
129	甲子園署長公舎	西宮市池開町10-13
130	東難波交番	尼崎市東難波町5丁目14-5
131	西難波交番	尼崎市西難波町2丁目6-5
132	竹谷交番	尼崎市北竹谷町2丁目36-3
133	中央交番	尼崎市神田北通1丁目9
134	出屋敷交番	尼崎市南竹谷町2丁目85
135	センタープール前交番	尼崎市水明町370-8
136	元浜交番	尼崎市元浜町1丁目84
137	七松交番	尼崎市七松町1丁目1
138	杭瀬交番	尼崎市杭瀬本町1丁目9-6
139	長洲交番	尼崎市長洲西通2丁目7-5
140	神崎交番	尼崎市次屋4丁目4-1
141	潮江交番	尼崎市塩江1丁目5-15
142	モスリン橋交番	尼崎市戸ノ内町6丁目11-15
143	食満交番	尼崎市御園1丁目24-6
144	上坂部交番	尼崎市上坂部2丁目26-25
145	尼崎北警察署	尼崎市南塚口町2丁目13番23号
146	西武庫交番	尼崎市武庫元町2丁目17-1
147	阪急塚口駅前交番	尼崎市南塚口町2丁目863
148	塚口東交番	尼崎市塚口本町1丁目35-11
149	塚口西交番	尼崎市塚口町3丁目38-6
150	生島交番	尼崎市大西町1丁目16-5
151	武庫之荘交番	尼崎市武庫之荘2丁目10-1
152	南武庫之荘交番	尼崎市南武庫之荘7丁目23-15
153	西昆陽交番	尼崎市西昆陽1丁目27-36
154	立花駅前交番	尼崎市立花町1丁目4-1
155	尾浜交番	尼崎市名神町2丁目2-31

	施設名	住所
156	尼崎北署長公舎	尼崎市武庫町2丁目24-16
157	伊丹警察署	伊丹市千僧1丁目51番地の2
158	荒牧交番	伊丹市北野1丁目13
159	昆陽ノ里交番	伊丹市山田6丁目9-39
160	緑ヶ丘交番	伊丹市緑ヶ丘1丁目215-1
161	中野交番	伊丹市西野1丁目56
162	野間交番	伊丹市野間8丁目1-28
163	神津交番	伊丹市森本2丁目144
164	伊丹駅前交番	伊丹市伊丹1丁目15-22
165	昆陽交番	伊丹市昆陽4丁目2
166	南本町交番	伊丹市南本町4丁目1-12
167	稻野交番	伊丹市稻野町6丁目95
168	伊丹署長公舎	伊丹市千僧1丁目51番地の2
169	川西警察署	川西市丸の内町1番1号
170	日生中央交番	川辺郡猪名川町松尾台1丁目97-6
171	日の出交番	川西市火打1丁目14-13
172	多田西交番	川西市西多田1丁目5-7
173	緑台交番	川西市緑台6丁目1-51
174	清和台交番	川西市清和台西3丁目1-8
175	加茂交番	川西市下加茂1丁目24-1
176	多田東交番	川西市多田桜木2丁目10-19
177	猪名川パークタウン交番	川辺郡猪名川町白金3丁目2-1
178	中央交番	川西市小花1丁目1-10
179	木津駐在所	川辺郡猪名川町木津38-2
180	川西署長公舎	川西市丸の内町1番1号
181	宝塚警察署	宝塚市旭町1丁目2番30号
182	武庫川交番	宝塚市美幸町1-37
183	中山台交番	宝塚市中山五月台2丁目2-8
184	小浜交番	宝塚市小浜5丁目7-13
185	仁川交番	宝塚市鹿塙2丁目13-38
186	山本交番	宝塚市山本東2丁目6-22
187	清荒神交番	宝塚市清荒神1丁目2-20
188	小林交番	宝塚市小林2丁目6-22
189	安倉交番	宝塚市安倉南1丁目17-10
190	宝塚駅前交番	宝塚市栄町2丁目8-1
191	大原野駐在所	宝塚市大原野南宮2-1
192	宝塚署長公舎	宝塚市旭町1丁目2番12号
193	フラワータウン交番	三田市武庫が丘7丁目9
194	南ウッディタウン交番	三田市すずかけ台2丁目2
195	あいの里交番	三田市下相野331-1
196	ウッディタウン中央交番	三田市けやき台1丁目110
197	四ツ辻駐在所	三田市四ツ辻620-1
198	広野駐在所	三田市下内神878-3
199	下高平駐在所	三田市下里147-6
200	小野駐在所	三田市小野1473-2
201	志手原駐在所	三田市志手原881-7
202	上高平駐在所	三田市川原530-3
203	加茂駐在所	三田市加茂656-4
204	三田署長公舎	三田市天神1丁目10-1
205	篠山交番	丹波篠山市黒岡501-4
206	篠山口駅前交番	丹波篠山市大沢264-2
207	福住駐在所	丹波篠山市福住354-1
208	杉駐在所	丹波篠山市杉298-4

	施設名	住所
209	村雲駐在所	丹波篠山市小田中75-2
210	畠駐在所	丹波篠山市畠宮335-3
211	大山駐在所	丹波篠山市大山新96-1
212	日置駐在所	丹波篠山市日置416
213	河内駐在所	丹波篠山市宮田220
214	城南駐在所	丹波篠山市小枕104-5
215	今田駐在所	丹波篠山市今田町下小野原109-4
216	草山駐在所	丹波篠山市本郷116-1
217	古市駐在所	丹波篠山市古市12
218	篠山署長公舎	丹波篠山市郡家403番18
219	丹波警察署	丹波市柏原町柏原2649番地
220	柏原駅前交番	丹波市柏原町柏原 1 1 4 6 - 6
221	佐治駐在所	丹波市青垣町佐治 3 2 2
222	市島駐在所	丹波市市島町市島 4 2 7 - 1
223	和田駐在所	丹波市山南町和田 4 3 - 1
224	山垣駐在所	丹波市青垣町山垣 1 2 1 1 - 2
225	石才駐在所	丹波市春日町石才 3 2 2 - 1
226	黒井駐在所	丹波市春日町黒井 1 5 1 9 - 1
227	国領駐在所	丹波市春日町国領 9 4 5 - 3
228	松森駐在所	丹波市春日町松森 9 1 2 - 2
229	多利駐在所	丹波市春日町多利 1 7 9 2 - 2
230	酒梨駐在所	丹波市市島町酒梨 7 9 1
231	中竹田駐在所	丹波市市島町中竹田 1 5 6 0 - 4
232	上竹田駐在所	丹波市市島町上竹田 1 0 4 - 3
233	氷上駐在所	丹波市氷上町氷上 6 8 1 - 1 2
234	上牧駐在所	丹波市市島町上牧 7 8 8 - 1
235	池谷駐在所	丹波市山南町長野 1 7 0 - 1 6
236	丹波署長公舎	丹波市柏原町柏原2649番地
237	明石警察署	明石市田町 2 丁目10番10号
238	明石駅前交番	明石市大明石町 1 丁目 1 - 6 0
239	大蔵交番	明石市天文町 2 丁目 2 - 8
240	藤江交番	明石市藤が丘 2 丁目 1 9 - 1
241	大久保交番	明石市大久保町駅前1丁目 1 0 - 2 1
242	江井島交番	明石市大久保町江井島 7 9 4 - 9
243	東二見交番	明石市二見町東二見 1 3 6 0 - 8
244	西二見交番	明石市二見町西二見 1 9 4 3 - 9
245	大久保南交番	明石市大久保町ゆりのき通 2 丁目 2 - 2
246	本町交番	明石市本町 1 丁目 2 0
247	小久保交番	明石市藤江 8 9 0 - 3
248	西明石交番	明石市西明石南町 1 丁目 3
249	魚住交番	明石市魚住町西岡 5 0 0 - 2 1
250	明石署長公舎	明石市田町 2 丁目10番18号
251	本町交番	三木市本町 3 丁目 4 - 2 3
252	自由が丘交番	三木市志染町中自由が丘 1 丁目 1 5
253	緑が丘交番	三木市緑が丘町東 1 丁目 3 1
254	別所交番	三木市別所町西這田 1 - 3 9 - 2
255	大塚交番	三木市大塚 2 丁目 3 0 8 - 6
256	吉川交番	三木市吉川町大沢 3 2 1 - 1 1
257	口吉川駐在所	三木市口吉川町殿畑 7 5 5 - 2
258	御坂駐在所	三木市志染町御坂 3 4 6 - 1
259	吉田駐在所	三木市志染町吉田 2 6 9 - 1
260	前田駐在所	三木市吉川町前田 8 0 5 - 3
261	細川駐在所	三木市細川町豊地 3 2 7 - 2

	施設名	住所
262	小野警察署	小野市中島町535-1
263	市場交番	小野市市場町816
264	小田駐在所	小野市小田町438-8
265	菅田駐在所	小野市菅田町216-1
266	下來住駐在所	小野市下來住町1179-6
267	河合駐在所	小野市新部町1770-1
268	栗生駐在所	小野市栗生町2952
269	小野署長公舎	小野市中島町535-4
270	加東警察署	加東市社1075番地の2
271	社交番	加東市社528-2
272	滝野交番	加東市上滝野801-4
273	天神駐在所	加東市天神565-1
274	三草駐在所	加東市上三草952-1
275	秋津駐在所	加東市秋津671-2
276	上久米駐在所	加東市上久米289-1
277	福田駐在所	加東市東古瀬783
278	高岡駐在所	加東市高岡817-6
279	吉井駐在所	加東市吉井767-2
280	加東署長公舎	加東市社1075番地の2
281	加西警察署	加西市北条町東高室873番地の7
282	北条交番	加西市北条町北条11-6
283	富田駐在所	加西市西上野町474-6
284	賀茂駐在所	加西市福住町1173-2
285	中野駐在所	加西市中野町37-3
286	宇仁駐在所	加西市油谷町462-5
287	西在田駐在所	加西市下道山町418-2
288	鴨谷駐在所	加西市鴨谷町1262-1
289	富合駐在所	加西市山枝町480-24
290	加西署長公舎	加西市北条町横尾西川向364-38
291	西脇警察署	西脇市郷瀬町666番地の6
292	野村交番	西脇市野村町404-4
293	日野交番	西脇市西田町178-1
294	西脇中央交番	西脇市西脇949-7
295	比延駐在所	西脇市鹿野町1142-33
296	芳田駐在所	西脇市落方町257-1
297	津万駐在所	西脇市島443
298	貴船駐在所	多可郡多可町八千代区中野間672-4
299	大和駐在所	多可郡多可町八千代区大和915-6
300	石原駐在所	西脇市黒田庄町田高401-3
301	喜多駐在所	西脇市黒田庄町大門6-3
302	松井庄駐在所	多可郡多可町加美区的場68-7
303	杉原谷駐在所	多可郡多可町加美区丹治500-1
304	西脇署長公舎	西脇市郷瀬町666番地の6
305	朝日ヶ丘待機宿舎	芦屋市朝日ヶ丘町26-17
306	ウイング甲子園	西宮市上田中町1-35
307	明石寮	明石市大明石町2-4-2